

日進市小規模企業者事業継続応援金 支給申請マニュアル

令和2年6月
(日進市)

(7月8日修正版)

第 I 部 応援金及び受給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、資金繰りが厳しい状況にあるものの、売上の減少が、国が実施する持続化給付金等の対象に満たない市内小規模企業者（個人事業者を含む）の事業継続を目的に、日進市独自の応援金を交付します。

1 応援金について

(1) 事業継続応援分（事業全般に活用可）

売上の減少率が国の持続化給付金の対象に満たない市内小規模企業者に対し、1事業者10万円を上限に交付します。

(2) 事業所等家賃支援分（賃借している店舗等の賃料の一部に活用可）

上記対象者で、事業を行う店舗や事務所等の賃料（管理費、共益費及び駐車場代等を除く）及び地代負担のある事業者を対象に、令和2年6月から12月までの7ヶ月分の家賃等負担予定額に対し、1事業者10万円を上限に交付します。

※国の家賃支援給付金の対象となる場合は交付対象となりません。

2 受給対象となる事業者について

本応援金の対象となる事業者は、令和2年12月31日以前から事業活動による収入を得ており、国が実施する持続化給付金の対象に満たない事業者で、下記要件に該当することが必要です。

(1) 事業継続応援分

① 中小企業基本法に規定する小規模企業者（個人事業者含む）であること。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する小規模企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

※会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人等）は対象となりません。

②令和2年1月から12月までの間のいずれかの月の売上額が、前年同月比で15%以上かつ50%未満減少（※）している法人または個人事業者であること。

(※) 算定方式については国の持続化給付金の規定を準用します(申請の特例含む)。
詳細については、国の持続化給付金ウェブサイト (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) 内の「対象者要件(申請の特例)」をご覧ください。

- ③ 法人は、日進市内に本社又は本店など主たる事業所を置いていること。
- ④ 個人事業者は、日進市に住民登録があり主に日進市内で事業を行っていること。
なお、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方については、令和元年12月31日以前から被雇用者又は被扶養者でないこと。
- ⑤ 市町村民税を滞納していないこと。
- ⑥ 申請日時時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。
- ⑦ 国が実施する持続化給付金を受給しないこと
- ⑧ 日進市小規模企業者事業継続応援金の申請に関する誓約書(様式第2号)に記載されている事項を誓約すること。

(2) 事業所等家賃支援分

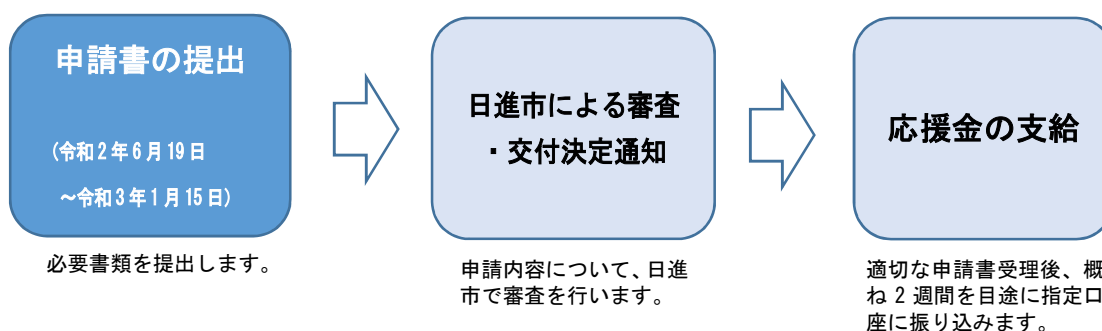
上記対象者で、下記要件に該当すること。

- ① 令和2年6月から12月までの間に、事業を行う店舗や事務所等の賃料(管理費、共益費及び駐車場代等を除く)及び地代負担のある事業者であること。
- ② 国が実施する家賃支援給付金を受給しないこと
※転貸(又貸し)や自己取引、貸主が借主の経営会社の役員の場合は対象となりません。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本応援金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年6月19日(金)から令和3年1月15日(金)

※国の持続化給付金と同様の受付期間としています。

3 申請の手続き

本応援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、

追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

(1) 法人用

1	日進市小規模企業者事業継続応援金交付申請書（請求書）【様式第1号】
2	日進市小規模企業者事業継続応援金の申請に関する誓約書【様式第2号】
3	売上の状況を示した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・創業から1年以上経過している事業者：売上高等計算書【様式第3-1号】 ・創業から1年間未満の事業者：売上高等計算書【様式第3-2号】 ・令和2年1月から3月に創業した事業者：売上高等計算書【様式第3-3号】
4	対象月の属する事業年度の前年度の確定申告書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え ※確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（税務署へe-Taxにより申告した場合は受付日時が印字）されていること。 ・法人事業概況説明書の控え
5	事業所の所在地や事業内容等を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書、会社概要等の写し
6	市町村民税を滞納していないことが分かる書類（納税証明書等の写し）
7	申請者名義の振込先口座の通帳の写し
8 (※)	店舗や事務所等の家賃等の支払いがあることが分かる書類 （賃貸借契約書等）
9	【共通】チェックシート①（申請書チェックシート）
10	【法人用】チェックシート②（添付書類チェックシート）

(※)家賃等の支払いがある場合のみ提出してください。

(2) 個人事業者用

1	日進市小規模企業者事業継続応援金交付申請書（請求書）【様式第1号】
2	日進市小規模企業者事業継続応援金の申請に関する誓約書【様式第2号】
3	売上の状況を示した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・創業から1年以上経過している事業者：売上高等計算書【様式第3-1号】 ・創業から1年間未満の事業者：売上高等計算書【様式第3-2号】 ・令和2年1月から3月に創業した事業者：売上高等計算書【様式第3-3号】
4	対象月の属する事業年度の前年度の確定申告書類の写し (1) 青色申告の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え

	(2) 白色申告の場合 ・確定申告書第一表の控え ※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署へe-Taxにより申告した場合は受付日時が印字）されていること。
5	事業所の所在地や事業内容等を記載した書類 ・開業届の写し、パンフレット等
6	市町村民税を滞納していないことが分かる書類（納税証明書等の写し）
7	申請者名義の振込先口座の通帳の写し
8	本人確認書類の写し（以下書類のいずれか） ・運転免許証（両面） ・個人番号カード（表面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る。）（両面） ・住民票及び各種健康保険証又は住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）
9 (※)	店舗や事務所等の家賃等の支払いがあることが分かる書類 (賃貸借契約書等)
10	【共通】チェックシート①（申請書チェックシート）
11	【個人事業者用】チェックシート②（添付書類チェックシート）

(※)家賃等の支払いがある場合のみ提出してください。

(3) 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者用

1	日進市小規模企業者事業継続応援金交付申請書（請求書）【様式第1号】
2	日進市小規模企業者事業継続応援金の申請に関する誓約書【様式第2号】
3	売上の状況を示した書類（業務委託契約等収入） ・創業から1年以上経過している事業者：売上高等計算書【様式第3-1号】 ・創業から1年間未満の事業者：売上高等計算書【様式第3-2号】
4	対象月の属する事業年度の前年度の確定申告書類等の写し ・確定申告書第一表の控え ※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署へe-Taxにより申告した場合は受付日時が印字）されていること。
5	業務委託契約等収入があることを示す書類の写し（①～③のうち2つ） ① 業務委託契約書等又は業務委託契約等契約申立書【様式3-4号】 ② 支払調書又は源泉徴収票、支払明細書 ③ 通帳の写し
6	国民健康保険証の写し

7	市町村民税を滞納していないことが分かる書類（納税証明書等の写し）
8	申請者名義の振込先口座の通帳の写し
9	本人確認書類の写し（以下書類のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面） ・個人番号カード（表面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る。）（両面） ・住民票及び各種健康保険証又は住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）
10 (※)	店舗や事務所等の家賃等の支払いがあることが分かる書類 （賃貸借契約書等）
11	【共通】チェックシート①（申請書チェックシート）
12	【個人事業者用（給与所得等）】チェックシート②（添付書類チェックシート）

○協力金申請書等の様式は、日進市のホームページ内の事業者向け支援ページ
<https://www.city.nisshin.lg.jp/kinkyu/kinkyu/sien/sienjigyousya/index.html>
 からダウンロードすることができます。

○提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

申請に必要な書類一式を、郵送で次の宛先まで送付して下さい。

申請書類の送付先（令和2年8月31日まで）

○郵送

〒470-0122

愛知県日進市蟹甲町中島 35 番地

日進市商工会 応援金担当宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

○郵送による提出が困難な場合

日進市商工会 1 階事務局に設置する受付ボックスへ封筒に入れて投函してください。

申請書類の送付先（令和2年9月1日～令和3年1月15日）

○郵送

〒470-0122

愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

日進市産業振興課商工新ビジネス係 応援金担当宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

○郵送による提出が困難な場合

日進市産業振興課窓口（北庁舎 2 階）へ提出ください。

6 支給方法

日進市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に応援金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により応援金の支給を受けた場合は応援金を返還しなければなりません。

また、応援金交付後に国の持続化給付金及び家賃等支援金を受給される場合も同様の取り扱いとします。

8 お問い合わせ先

○応援金の申請方法・対象について

日進市産業政策部 産業振興課 商工新ビジネス係

電話番号 0561-76-7366 (ダイヤルイン)

対応時間 平日 8 時 30 分～17 時

日進市商工会

電話番号 0561-73-8000

対応時間 平日 8 時 30 分～17 時

“振り込め詐欺” “個人・企業情報の搾取” にご注意ください。

○日進市職員が応援金等の受け取りのために ATM での操作手続きを行うよう連絡することは、絶対にありません。

○「手続きは本日中」などと急がされても、不審な電話は一度切って、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

○市役所等に確認する場合は、電話するように伝えられた電話番号にかけるのではなく、必ず自分で改めて調べなおしてください。